

# 一般社団法人彦根薬剤師会会費規定

## (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人彦根薬剤師会定款第7錠第1項の規定に基づき、正会員、準会員及び特別会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (正会員の区分)

第2条 定款第5条に規定する会員を次のとおり区分する。

- (1) 本会圏域内の薬局等において業務に従事する薬剤師(管理薬剤師等)を「正会員」とする。
- (2) 正会員以外の薬剤師及び医療従事者を「準会員」とする。
- (3) 薬学を専攻する学生等を「特別会員」とする。

## (月会費の額等)

第3条 会員の種類毎の月会費の額は別表のとおりとする。

- 2 特別会員の月会費は免除とする。

## (入退会の時期による会費額)

第4条 1日から31日までに入会した会員の月会費は全額とする。

- 2 1日から31日までに退会した会員の月会費は全額とする。

## (会費の支払い)

第5条 会員は指定された期日までに会費を支払わなければならない。

- 2 会長は、指定された期日を超えても会費が支払われない場合は、期日期限を付して催促をしなければならない。

## (改廃)

第6条 この規定の改廃は、総会の決議により行う。

## (補足)

第7条 この規定の施行に関し必要な事項は、会長が別に決める。

## 附則

この規定は、一般社団法人彦根薬剤師会の登記の日から施行する。

この規定は、平成26年6月2日から施行し、平成26年6月の会費から適用する。

別表(第3条) 会員の種類毎の月会費額 (単位:円)

会員種類	月会費
正会員	2,000
準会員	500
特別会員	